

議案第81号

加西市の組織及びその事務分掌に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市の組織及びその事務分掌に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成23年11月29日提出

加西市長 西村 和平

## 加西市の組織及びその事務分掌に関する条例の一部を改正する条例

加西市の組織及びその事務分掌に関する条例（平成 20 年加西市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「経営戦略室」を「ふるさと創造部」に、「市民福祉部」を「健康福祉部」に、「都市開発部」を「都市整備部」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（ふるさと創造部の事務）

第 2 条 ふるさと創造部においては、概ね次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 秘書及び渉外に関すること。
- (2) 広報及び公聴に関すること。
- (3) 市の総合企画、調査及び調整に関すること。
- (4) 事務管理に関すること。
- (5) 自治組織に関すること。
- (6) 市民参画行政に関すること。
- (7) 人権施策の推進に関すること。
- (8) 他の組織の主管に属さない事項に関すること。

第 4 条を次のように改める。

（総務部の事務）

第 4 条 総務部においては、概ね次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議会及び行政一般に関すること。
- (2) 法規及び文書に関すること。
- (3) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (4) 職制及び組織に関すること。
- (5) 情報化及び電算業務に関すること。
- (6) 防災計画に関すること。
- (7) 交通安全に関すること。

第 5 条（見出しを含む。）中「市民福祉部」を「健康福祉部」に改め、第 8 号を削る。

第 6 条第 4 号を削る。

第 7 条を次のように改める。

(都市整備部の事務)

第7条 都市整備部においては、概ね次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 公営住宅の建築、営繕及び管理に関すること。
- (2) 用地及び地籍に関すること。
- (3) 道路、橋梁、河川その他の土木に関すること。
- (4) 都市計画及び整備に関すること。
- (5) 公園及び緑地に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(加西市都市計画審議会条例の一部改正)

- 2 加西市都市計画審議会条例（昭和44年加西市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第8条中「都市開発部」を「都市整備部」に改める。

(審議資料)

行財政改革プランの策定にあたり、市行政内部の取り組みとして、平成24年4月1日に機構改革を行うに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。

政策等の形成過程説明資料

平成23年12月定例会

議案等の件名	議案第81号	政策等の区分	計画・事業・ <input checked="" type="radio"/> 条例
	加西市の組織及びその事務分掌に関する条例の一部を改正する条例の制定について		その他( )

①【政策等を必要とする理由】

1 現在の課題

- ① 組織名から業務内容がわかりにくい部課が存在する。
- ② 新卒者採用抑制等により、年代の偏った職員構成となっている。
- ③ 職員に求められる能力が多様化している中、職員数の減少により、従前と比べ急速なスピードでより高次のポストと職務を担う必要性が増している。
- ④ 厳しい行財政状況により、職員配置にゆとりがなく、仕事を通じた指導・育成をする余裕もなく、仕事力が弱まっている。

2 機構改革の方向性

- ① 行政のPR機能と政策の方向性を示す。
- ② 現状のわかりにくい名称等の問題点を解消する。
- ③ 職員の仕事力をアップし、市民サービスの向上を図る。
- ④ 改革過程で職場の業務改善を行う。

3 改正概要

- ① 市民にとって分かりやすい組織とする。  
(経営戦略室、ダイバーシティ推進課、ふるさと営業課、自己実現サポート課の名称変更)
- ② 仕事力の向上、決定の迅速化を図るため、原則として主幹を配置しない組織として課を分化し、職場での実務経験を通じて基礎事務力の向上を図る体制作りを行う。
- ③ グループ・担当制を廃止して係制とし、組織の命令系統の統一、職員の権限・責任の明確化を図る。
- ④ 総合案内を設置し、市民サービスの向上と業務の効率化を図る。
- ⑤ 重点施策を明確化するため、ふるさと創造部に人口増政策課、ふるさと創造課を配置する。
- ⑥ 財務部に管財課を設置し、入札事務、市有財産の管理・活用の強化と、入札制度改革、公契約条例の制定に取り組む。
- ⑦ 市民福祉部を健康福祉部に名称変更するとともに、健康課を設置し、市民の健康増進を推進する。
- ⑧ 福祉業務の企画推進と管理業務を強化するため、福祉企画課を設置する。
- ⑨ 地域振興部の管理業務と農業共済業務を強化するため、管理共済課を設置する。
- ⑩ 都市整備部に用地課を設置し、用地買収の強化、地籍事業の推進、未登記物件の解消等を図る。
- ⑪ 図書館法の趣旨に則り、図書館を教育委員会の所管にする。
- ⑫ 自己実現サポート課を文化スポーツ課に名称変更し、文化、スポーツ部門の強化を図る。

②【検討した他の政策等の内容】

③【他の自治体の類似する政策との比較】

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	政策10	健全な行財政運営の確立
基本計画	施策30	行政サービスの向上と効率経営

⑤【関連する法令及び条例、規則】

加西市事務分掌規則、決裁規程

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

(単位:千円)

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源
------	--------	----	-------	------

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

⑧【市民参加の状況】

有・ 無

(パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)

⑨【政策の効果予測】

- ① 職員(特に管理職員)の効率的な活用(仕事力の最大活用)を主眼とした組織の構築
- ② 市民にとって分かりやすい組織機構
- ③ 市民サービスの向上
- ④ 責任、権限の明確化と仕事のスピードアップ
- ⑤ 基本的業務力の向上
- ⑥ 市の重点施策の明示
- ⑦ 職員の意識改革による協力体制の構築

担当部局	担当課	添付資料の有無
総務部	行政課	<input checked="" type="radio"/> 有・無

【別紙】

行政機構・組織改革案  
改革案

現行	
部	課
経営戦略室	秘書課
	総合政策グループ
	行政改革グループ
財務部	財政課
	税務課
	収納課
総務部	行政課
	人事課
	情報政策課
	安全防災課
	自治参画課
市民福祉部	市民課
	国保健康課
	長寿介護課
	社会福祉課
	ダイバーシティ推進課
地域振興部	ふるさと営業課
	農政課
都市開発部	施設管理課
	土木課
	都市計画課
生活環境部	業務管理課
	上下水道課
	環境創造課
	資源リサイクル課
教育委員会	教育総務課
	学校教育課
	こども未来課
	自己実現サポート課
	総合教育センター

部	課	備考
ふるさと創造部	秘書課	
	人口増政策課	企画業務、公共交通、新規施策実施のため新設
	ふるさと創造課	自治参画課移管、名称変更
	人権推進課	ダイバーシティ推進課移管、名称変更
財務部	財政課	管財業務を分離
	管財課	新設
	税務課	
総務部	収納課	
	行政課	
	人事課	
	情報政策	
健康福祉部	危機管理課	名称変更
	市民課	市民課と国保医療業務を統合
	健康課	健康業務と介護予防業務を統合して新設
	長寿介護課	介護予防業務を分離
	福祉企画課	管理業務と施策立案業務を統合して新設
地域振興部	地域福祉課	社会福祉課から管理業務を分離して、名称変更
	管理共済課	管理業務と農業共済を統合して新設
	商工観光課	ふるさと営業課から管理業務を分離して、名称変更
	農政課	農業共済、地籍調査業務を分離
都市整備部	施設管理課	
	土木課	用地業務を分離
	用地課	用地業務と地籍調査業務を統合して新設
生活環境部	都市計画課	
	業務管理課	
	上下水道課	
	環境課	名称変更
教育委員会	環境整備課	名称変更
	教育総務課	
	学校教育課	
	こども未来課	
	文化スポーツ課	青少年育成業務を分離して、名称変更
総合教育センター	図書館	総務部から移管
	総合教育センター	自己実現サポート課から青少年育成業務を移管